

～地域ぐるみで安心のまちづくり～

## 避難行動要支援者支援事業のご案内

豊橋市では、地震などの災害が発生した際に、自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方(避難行動要支援者)の台帳登録を進めています。

台帳登録をしていただくことで、台帳の写しがお住まいの地域の避難支援者(自主防災会や民生委員)に本人同意のもと提供され、地域の中で、日頃の見守りや災害発生時の支援に役立てられます。

### 台帳登録ができる要支援者は次の方です

- ① 要支援または要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳を所持する方
- ③ 療育手帳を所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ⑤ 障害支援区分の認定を受けている方
- ⑥ 障害者総合支援法における難病患者等
- ⑦ 上記認定や手帳は受けていないが類似した状況にある方

上記のいずれかに該当する方で、災害時に自ら避難することが困難であり、避難にあたり家族等の協力が得られないような方が対象となります。

### 台帳登録の申し込みについて

介護保険サービス又は、障害福祉サービスを利用されている方は、担当のケアマネジャー、相談支援専門員などが、説明や登録のお手伝いをしますのでご相談下さい。その他の方で登録を希望される方は、市役所福祉政策課(51-2355)までお問い合わせ下さい。



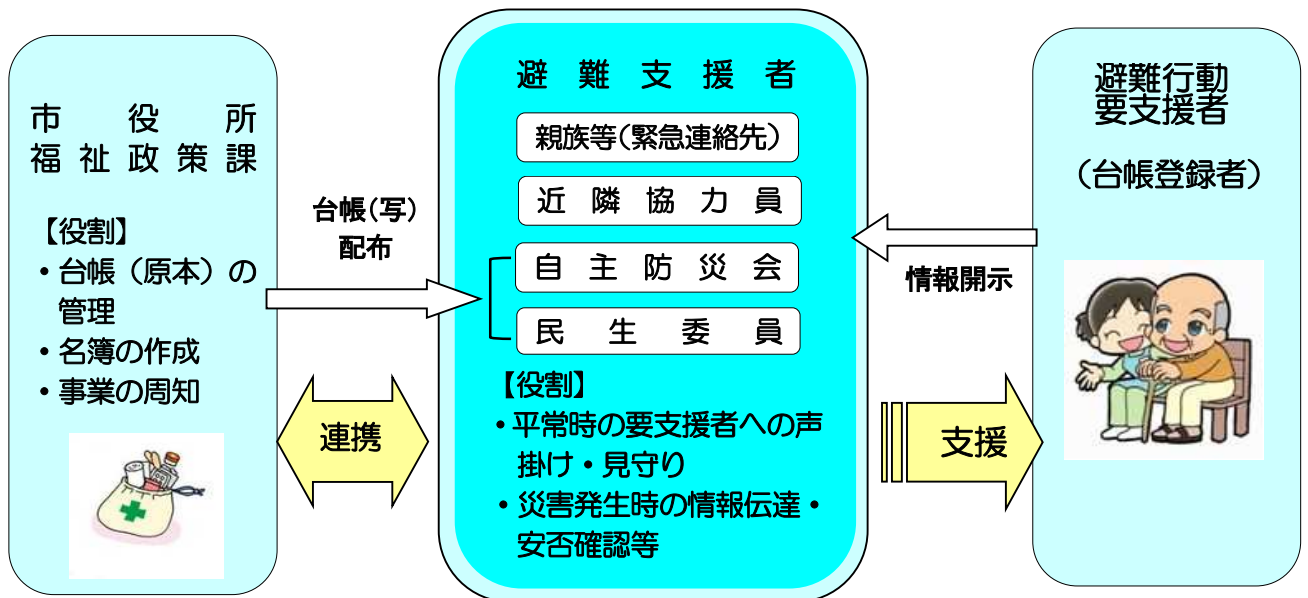
## 近隣協力員を決めていただきます。

「近隣協力員」は、登録を希望する要支援者に対して、普段からの見守りや災害時における情報伝達、安否確認などの支援に心がけていただく方です。

近隣協力員は、要支援者の隣近所にお住まいの方をお願いしていただくもので、決して責任を伴うものではありません。近隣協力員がいない場合でも台帳登録をしていただけますが、災害時に最も身近にいて頼りになるのが近隣協力員です。制度の趣旨をご理解いただき、極力登録していただけるようお願いいたします。

## 個人情報の開示・管理について

台帳には、登録を希望される要支援者の方や近隣協力員の方などの個人情報が記載されますが、民生委員などが厳重に保管しプライバシーの保護には万全を期してまいります。



※この制度は、普段からの地域の助け合いによるものです。災害の状況によっては、避難支援者も被害に遭われることもあります。この制度に登録したからといって必ず支援を受けられるものでないことをご理解ください。

### お問い合わせ先

豊橋市役所 福祉政策課 (東館3階) 電話51-2355 FAX56-2813

Eメール：[fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp](mailto:fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp)